

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年2月3日	有限会社森口商店(法人番号7150002007781)代表者森口誠	奈良県橿原市中曽司町218-2	本社	奈良県橿原市中曽司町218-2	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年10月7日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)	2	2
令和4年2月3日	長洲通商株式会社(法人番号3140001083465)代表者谷篤	兵庫県伊丹市森本5丁目105番地	本社	兵庫県伊丹市森本5丁目105番地	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第4号	令和3年10月5日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	2	2
令和4年2月4日	株式会社山一物流(法人番号4170001008006)代表者栗山一之	和歌山県紀の川市桃山町大字市場424番地の1	大阪	大阪府東大阪市川田4丁目7番6号	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年8月26日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(3)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	1	1
令和4年2月7日	港エクスプレス株式会社(法人番号8120001103815)代表者永野博昭	大阪府大阪市生野区巽南1丁目14番9号	本社	大阪府大阪市生野区巽南1-14-9	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和3年10月8日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施違反【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(6)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)	1	1
令和4年2月14日	株式会社サカイ引越センター(法人番号6120101002720)代表者田島哲康	大阪府堺市堺区石津北町56	なにわ支社	大阪府堺市堺区海山町4丁171-1	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去1年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年2月16日	株式会社関西配送サービス (法人番号9120901032402) 代表者 麥田幸雄	大阪府堺市中区堀上 町205番地17	本社	大阪府堺市中区堀上 町205番地17	輸送施設の使用停止 (60日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和3年7月8日及び同年9月13日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(5)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【特別な指導の実施状況】(安全規則第10条第2項)	6	6
令和4年2月21日	吉見運送有限会社(法人番号8150002010438)代表者吉見克之	奈良県御所市北十三 27番地	本社	奈良県大和郡山市南 大工町24/バシフィック 郡山103号室	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第2号	令和4年1月6日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第48条)、(2)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	0	0
令和4年2月21日	株式会社アライズ(法人番号7150001019415)代表者櫻井佑吾	奈良県御所市大字蛇 穴375番地の1	本社	奈良県御所市茅原71- 5	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和4年1月21日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年2月25日	有限会社コダマ運送店(法人番号2120102012763)代表者 神尾好成	大阪府堺市堺区榎元 町5丁3番33号	堺東	大阪府堺市堺区材木 町東3丁1番27号	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業法 第11条	令和3年11月18日及び同年11月24日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。14件の違反が認められた。(1)運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の無掲示(貨物自動車運送事業法第11条)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(6)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(7)(8)乗務等の記録違反【記録】(記載事項等の不備)(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(10)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(11)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(12)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(13)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(14)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	11	11
令和4年2月28日	株式会社中家建設(法人番号4150001016043)代表者中 家孝次	奈良県吉野郡下市町 大字原谷261番地の1	本社	奈良県吉野郡大淀町 大字下淵167-1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号	令和3年12月14日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(6)運行指示書【作成、指示又は携行の義務違反】(安全規則第9条の3第1項～第3項)	0	0